

特定非営利活動法人 シーズネット 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人シーズネットと称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第3条 (目的)

この法人は、高齢者自身の主体的かつ創造的な生き方を目指すための活動として、「仲間づくり」、「居場所づくり」、「役割づくり」、「支え合い」をキーワードにした事業を行い、豊かな高齢社会の推進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①法人の目的に沿った各種の講演会、講習会、研究会等の開催事業
 - ②高齢者等のサロン・サークル等の開催運営事業
 - ③高齢者の福祉向上、居住安定のための相談支援等の事業
 - ④高齢者の認知機能低下予防のための研究等の事業
 - ⑤異世代交流、子育て支援、施設や在宅支援などのボランティア派遣事業
 - ⑥豊かな高齢社会の実現に向けた各種の調査研究事業
 - ⑦介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
 - ⑧介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業および地域支援事業
 - ⑨福祉サービス第三者評価事業
 - ⑩介護職員初任者研修・生活援助従事者研修の開催

- ①その他、目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品の斡旋及び販売
 - ② 役務の提供
- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会 員

第6条（会員の種類）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人及び団体で社員総会の議決権を有する
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するため加入した個人及び団体で社員総会の議決権を有しない

第7条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

第8条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の種類、金額は社員総会の議決を経て定め、納入方法等の事務手続き等は理事会が定める。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、統括副理事長1名、副理事長1名を置くことができる。

第14条（役員の選任）

役員は、社員総会において選出する。

- 2 理事長、統括副理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員の職務）

理事長及び統括副理事長は、この法人を代表する。また理事長は本法人の活動を取りまとめる。

- 2 統括副理事長及び副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、統括副理事長、副理事長の順にその職務を代行する。
- 3 理事は、業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の通常社員総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会の終結のときまでとすることができる。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の

末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長することができる。再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第18条（役員の報酬）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を支給することができる。

3 第1項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て理事会が別に定めることとし、第2項に関し必要な事項は理事会の議決により別に定める。

第19条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 社員総会

第20条（種別）

この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第21条（構成）

社員総会は、正会員をもって構成する。

第22条（権能）

社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算報告、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

第23条（開催）

通常社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより、会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって監事が招集するとき

第24条（招集）

社員総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

第26条（定足数）

社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

社員総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（表決等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、表決した正会員は、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第29条（議事録）

社員総会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席した正会員数(書面による表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

第30条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第31条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条 (開催)

理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき

第33条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条 (議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条 (議決)

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（表決等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合において、表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条（議事録）

理事会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席した理事数及び理事氏名（書面による表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第40条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

第43条（事業計画）

この法人の事業計画は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

第44条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第45条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

第46条（定款の変更）

この定款は、社員総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を受けて効力を生ずる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

第47条（解散及び残余財産の処分）

別紙

役員名簿

特定非営利活動法人シーズネット

役 名	氏 名	住所または居所
理事長	岩見 太市	
副理事長	真鍋 康利	
副理事長	堤 紀子	
理事	大内 高雄	
理事（事務局 長）	鎌島 一夫	
監事	猿渡 照夫	

定款変更の認証を受けた事業年度の事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人シーズネット

1 事業実施の方針

認定NPO法人としてレベルアップを図り、会の存在意義であるシニアがはつらつと活動するための新しい取り組みへのチャレンジと仲間や賛同者を増やすための活動強化等を重点的に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①法人の目的に沿った各種の講演会、講習会、研究会等の開催事業	住まいの情報セミナーの開催	(A)年2回、9月と11月に開催 (B)札幌市民ホール (C)6人(1回当たり)	(D)住まいの情報に関心がある市民 (E)80人(1回当たり)	—
	市民公開講座等の開催	(A)3回開催(10～12月) (B)札幌エルプラザ (C)5人(1回当たり)	(D)シーズネットの理念に関心がある市民 (E)40人(1回当たり)	—
	地域ささえ愛サミットへの協力	(A)年1回開催(9月ころ) (B)札幌エルプラザ (C)10人	(D)孤立防止に向け、サロン等に関心がある市民 (E)150人	—
②高齢者等のサロン・サークル等の開催運営事業	サークル・教室の開催	(A)月1回開催(30サークル) (B)シーズネット研修室ほか (C)数人～30人	(D)サークル活動に参加する会員・市民 (E)300人/月	—
	シーズネット祭り開催	(A)年1回開催(9月ころ) (B)札幌エルプラザ (C)100人	(D)サークル活動に参加・関心がある会員・市民 (E)200人	—
	地域交流サロンこのはなの活動の充実	(A)週3回の開催 (B)サロンこのはな (C)スタッフ7人	(D)サークル活動に参加する会員・地域住民 (E)150人/月	—
	札幌市保養センター駒岡の文化講座の支援など	(A)月4回麻雀教室の開催 (B)保養センター駒岡 (C)スタッフ3人	(D)麻雀を知り、楽しむ地域住民 (E)40人(午前・午後20人)	—
③高齢者の福祉向上、居住安定のための相談支援等の事業	北海道・札幌市の高齢者向け住宅に関する登録等業務、札幌市有料老人ホーム届出受理業務の受託	(A)通年の受託業務の実施 (B)シーズネット事務所内 (C)実務担当者3人	(D)安心して暮らせる高齢者の住まいに関する情報を求める地域住民 (C)多数	—
④高齢者の認知機能低下予防のための研究等の事業	脳活塾の開講	(A)月・水に3コマを定期開催 (B)シーズネット研修室 (C)講師1人	(D)認知機能低下を予防したい高齢会員・市民 (C)10人/コマ	—
	各地の脳活活動に協力	(A)年数か所随時開催 (B)札幌市内及び近郊市町村 (C)講師1人	(D)脳活塾に関心のある地域住民・関係者 (C)20人ほど/1か所	—

⑤異世代交流、子育て支援、施設や在宅支援などのボランティア派遣事業	大通公園花壇整備事業への協力	(A)4～10月、毎週木曜日 (B)札幌大通公園3丁目花壇 (C)10人／回	(D)憩いの場である大通公園に集う多くの市民・観光客等 (C)多数	—
	緑化推進事業	(A)5～9月、月2回 (B)野幌森林公園での植林等 (C)10人／回	(D)森林が持つ様々な機能から地域住民・地球全体が受益 (C)多数	—
	中国帰国者支援事業(介護予防サロン等の開催)	(A)毎月1回、2か所で開催 (B)厚別区・手稲区 (C)15人／回	(D)中国帰国者とその家族 (C)札幌市で千人程度	—
	北大留学生のためのガレージセール実施協力	(A)5、10月の年2回開催 (B)北大構内(クラーク会館) (C)5人／回	(D)北大留学生(約1,200人) (C)数十人	—
	街頭募金活動の実施	(A)10月初旬 (B)札幌市内10区で実施 (C)30人／10区	(D)地域福祉活動団体や施設及びその利用者等 (C)多数	—
⑨福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス第三者評価活動の実施	(A)通年(受託により実施) (B)受託施設への訪問等 (C)調査者数名／施設当たり	(D)福祉サービス施設の事業者・利用者 (C)多数	—
⑩介護職員初任者研修・生活援助従事者研修の開催	介護職員初任者研修の開催	今年度の実施予定はありません		—
	生活援助従事者研修の開催	(A)11～1月(59時間の研修) (B)シーズネット研修室 (C)講師等10人	(D)研修受講者及びサービス利用者 (C)研修受講者10人等	(20)
⑪その他、目的を達成するために必要な事業	他団体との連携・協働・支援等	(A)通年 (B)各団体会議室等 (C)適宜	(D)各団体の事業者・関係者・利用者等 (C)多数	—
合 計				18,170

※ 定款第5条(1)に定めた次の事業については、今年度の実施予定はありません。

⑥豊かな高齢社会の実現に向けた各種の調査研究事業

⑦介護保険法に基づく指定居宅サービス事業

⑧介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業および地域支援事業

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①物品の斡旋及び販売	物品の斡旋・販売等	今年度の実施予定はありません		0
②役務の提供	役務の提供	今年度の実施予定はありません		0
合 計				0

2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人シーズネット

1 事業実施の方針

認定NPO法人としてレベルアップを図り、会の存在意義であるシニアがはつらつと活動するための新しい取り組みへのチャレンジと仲間や賛同者を増やすための活動強化等を重点的に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①法人の目的に沿った各種の講演会、講習会、研究会等の開催事業	住まいの情報セミナーの開催	(A)年2回、9月と11月に開催 (B)札幌市民ホール (C)6人(1回当たり)	(D)住まいの情報に関心がある市民 (E)80人(1回当たり)	—
	市民公開講座等の開催	(A)3回開催(10～12月) (B)札幌エルプラザ (C)5人(1回当たり)	(D)シーズネットの理念に関心がある市民 (E)40人(1回当たり)	—
	地域ささえ愛サミットへの協力	(A)年1回開催(9月ころ) (B)札幌エルプラザ (C)10人	(D)孤立防止に向け、サロン等に関心がある市民 (E)150人	—
②高齢者等のサロン・サークル等の開催運営事業	サークル・教室の開催	(A)月1回開催(30サークル) (B)シーズネット研修室ほか (C)数人～30人	(D)サークル活動に参加する会員・市民 (E)300人/月	—
	シーズネット祭り開催	(A)年1回開催(9月ころ) (B)札幌エルプラザ (C)100人	(D)サークル活動に参加・関心がある会員・市民 (E)200人	—
	地域交流サロンこのはなの活動の充実	(A)週3回の開催 (B)サロンこのはな (C)スタッフ7人	(D)サークル活動に参加する会員・地域住民 (E)150人/月	—
	札幌市保養センター駒岡の文化講座の支援など	(A)月4回麻雀教室の開催 (B)保養センター駒岡 (C)スタッフ3人	(D)麻雀を知り、楽しむ地域住民 (E)40人(午前・午後20人)	—
③高齢者の福祉向上、居住安定のための相談支援等の事業	北海道・札幌市の高齢者向け住宅に関する登録等業務、札幌市有料老人ホーム届出受理業務の受託	(A)通年の受託業務の実施 (B)シーズネット事務所内 (C)実務担当者3人	(D)安心して暮らせる高齢者の住まいに関する情報を求める地域住民 (C)多数	—
④高齢者の認知機能低下予防のための研究等の事業	脳活塾の開講	(A)月・水に3コマを定期開催 (B)シーズネット研修室 (C)講師1人	(D)認知機能低下を予防したい高齢会員・市民 (C)10人/コマ	—
	各地の脳活活動に協力	(A)年数か所随時開催 (B)札幌市内及び近郊市町村 (C)講師1人	(D)脳活塾に関心のある地域住民・関係者 (C)20人ほど/1か所	—

⑤異世代交流、子育て支援、施設や在宅支援などのボランティア派遣事業	大通公園花壇整備事業への協力	(A)4～10月、毎週木曜日 (B)札幌大通公園3丁目花壇 (C)10人／回	(D)憩いの場である大通公園に集う多くの市民・観光客等 (C)多数	—
	緑化推進事業	(A)5～9月、月2回 (B)野幌森林公園での植林等 (C)10人／回	(D)森林が持つ様々な機能から地域住民・地球全体が受益 (C)多数	—
	中国帰国者支援事業(介護予防サロン等の開催)	(A)毎月1回、2か所で開催 (B)厚別区・手稲区 (C)15人／回	(D)中国帰国者とその家族 (C)札幌市で千人程度	—
	北大留学生のためのガレッジセール実施協力	(A)5、10月の年2回開催 (B)北大構内(クラーク会館) (C)5人／回	(D)北大留学生(約1,200人) (C)数十人	—
	街頭募金活動の実施	(A)10月初旬 (B)札幌市内10区で実施 (C)30人／10区	(D)地域福祉活動団体や施設及びその利用者等 (C)多数	—
⑨福祉サービス第三者評価事業	福祉サービス第三者評価活動の実施	(A)通年(受託により実施) (B)受託施設への訪問等 (C)調査者数名／施設当たり	(D)福祉サービス施設の事業者・利用者 (C)多数	—
⑩介護職員初任者研修・生活援助従事者研修の開催	介護職員初任者研修の開催	今年度の実施予定はありません		—
	生活援助従事者研修の開催	(A)11～1月(59時間の研修) (B)シーズネット研修室 (C)講師等10人	(D)研修受講者及びサービス利用者 (C)研修受講者10人等	(20)
⑪その他、目的を達成するために必要な事業	他団体との連携・協働・支援等	(A)通年 (B)各団体会議室等 (C)適宜	(D)各団体の事業者・関係者・利用者等 (C)多数	—
合 計				18,170

※ 定款第5条(1)に定めた次の事業については、今年度の実施予定はありません。

⑥豊かな高齢社会の実現に向けた各種の調査研究事業

⑦介護保険法に基づく指定居宅サービス事業

⑧介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業および地域支援事業

(2)その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①物品の斡旋及び販売	物品の斡旋・販売等	今年度の実施予定はありません		0
②役務の提供	役務の提供	今年度の実施予定はありません		0
合 計				0

定款変更の認証を受けた事業年度の活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

金	額		
I 経常収益			
1. 正会員会費収入	420,000		
2. 賛助会員会費	2,000,000		
3. 活動参加収入	2,350,000		
4. 寄付金収入	530,000		
5. 受託事業収入(固定)	13,330,000		
6. 受託事業収入(変動)	2,900,000		
7. 自主事業収入	3,605,000		
8. 事務協力費	1,200,000		
9. 雑収入	380,000		
経常収益計			26,715,000
II 経常費用			
1. 事業費計		18,170,000	
(1) 人件費計		10,534,000	
人件費	9,294,000		
職員等通勤交通費	1,240,000		
(2) その他経費計		7,636,000	
賃借料(家賃を含む)	1,868,000		
消耗品費	300,000		
水道光熱費	205,000		
旅費交通費	820,000		
租税公課	811,000		
保険料	123,000		
諸謝金	1,850,000		
通信費	361,000		
印刷費	150,000		
委託費	610,000		
寄付金支出	0		
その他の経費	538,000		
2. 管理費計		8,229,000	
(1) 人件費計		0	
職員等通勤交通費	0		
(2) その他経費計		8,229,000	
賃借料(家賃を含む)	2,100,000		
消耗品費	700,000		
水道光熱費	280,000		
旅費交通費	2,400,000		
租税公課	3,000		
保険料	15,000		
諸謝金	20,000		
通信費	1,200,000		
印刷費	400,000		
委託費	260,000		
備品購入費	100,000		
その他の経費	751,000		
経常費用計			26,399,000
当期正味財産増減額			316,000
前期繰越正味財産額			13,165,815
次期繰越正味財産額			13,481,815

※ 定款第5条(2)に定めたその他事業については、実施予定はありません。

2026年度の活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人シーズネット

(単位:円)

金		額	
I 経常収益			
1. 正会員会費収入	420,000		
2. 賛助会員会費	2,000,000		
3. 活動参加収入	2,350,000		
4. 寄付金収入	530,000		
5. 受託事業収入(固定)	13,330,000		
6. 受託事業収入(変動)	2,900,000		
7. 自主事業収入	3,605,000		
8. 事務協力費	1,200,000		
9. 雑収入	380,000		
経常収益計			26,715,000
II 経常費用			
1. 事業費計		18,170,000	
(1) 人件費計		10,534,000	
人件費	9,294,000		
職員等通勤交通費	1,240,000		
(2) その他経費計		7,636,000	
賃借料(家賃を含む)	1,868,000		
消耗品費	300,000		
水道光熱費	205,000		
旅費交通費	820,000		
租税公課	811,000		
保険料	123,000		
諸謝金	1,850,000		
通信費	361,000		
印刷費	150,000		
委託費	610,000		
寄付金支出	0		
その他の経費	538,000		
2. 管理費計		8,229,000	
(1) 人件費計		0	
職員等通勤交通費	0		
(2) その他経費計		8,229,000	
賃借料(家賃を含む)	2,100,000		
消耗品費	700,000		
水道光熱費	280,000		
旅費交通費	2,400,000		
租税公課	3,000		
保険料	15,000		
諸謝金	20,000		
通信費	1,200,000		
印刷費	400,000		
委託費	260,000		
備品購入費	100,000		
その他の経費	751,000		
経常費用計			26,399,000
当期正味財産増減額			316,000
前期繰越正味財産額			13,481,815
次期繰越正味財産額			13,797,815

※ 定款第5条(2)に定めたその他事業については、実施予定はありません。